

神山町文化スポーツ振興奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神山町が指定する文化大会、文化事業及びスポーツ大会に、小学生、中学生又は高校生が参加することにより、文化・スポーツへの関心及び意欲を高め、また技術の向上及び健康増進に努めることを目的とし、個人に対して神山町文化スポーツ振興奨励金(以下「奨励金」という。)を交付するために必要な事項を定めるものとする。

(奨励金交付対象者及び交付対象活動)

第2条 奨励金の交付の対象となる者は、神山町の住民基本台帳に記録されている者であって、次の各号のいずれかに定める大会に出場する選手又は、大会に出場登録された選手とする。ただし、県大会等の予選大会を経ずに代表となった場合は、原則交付対象としない。

- (1) 国、又は地方公共団体が主催し、又は後援する文化大会又は文化事業で四国大会以上の大会への参加
- (2) 国、又は地方公共団体が主催し、又は後援するスポーツ大会で四国大会以上の大会への参加
- (3) その他町長が適切と認める文化活動及びスポーツ大会への参加

2 奨励金の交付は、一大会につき、一回限りとする。

(奨励金の額)

第3条 奨励金の交付額は、1万円とする。ただし、小学生又は中学生が全国大会へ出場するときは、2万円とする。

(奨励金の交付申請及び参加報告)

第4条 奨励金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類を大会終了後1月以内に町長に提出しなければならない。

- (1) 奨励金交付申請書兼大会参加報告書(様式第1号)
- (2) 大会要綱及び日程を記した書類の写し
- (3) 代表であることを証明する書類の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 大会出場者が小学生又は中学生である場合は、所属学校長を申請者とすることができる。

(奨励金の交付及び額の確定)

第5条 町長は、前条の規定による申請及び報告があったときは、その内容を精査し、奨励金の交付を決定したときは、神山町文化スポーツ振興奨励金の交付及び確定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(奨励金の請求)

第6条 申請者は、前条の規定による交付及び確定通知書を受けたときは、請求書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
(神山町スポーツ振興助成金交付要綱の廃止)
- 2 神山町スポーツ振興助成金交付要綱(平成27年要綱)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

年 月 日

神山町長 殿

【申請者】

住所 _____

氏名 _____ 印

連絡先 _____

奨励金交付申請書兼大会参加報告書

年度において、次のとおり大会に参加しましたので、神山町文化スポーツ振興奨励金交付要綱第4条の規定により、奨励金10,000円（小学生又は中学生が全国大会出場の場合、20,000円）の交付を申請し、次のとおり報告します。

大会名	
大会会場	
開催日	
大会	氏名 () 学校名 () 学年 () 種目 ()
出場者	成績 ()

※添付書類

- (1) 予選大会の結果が確認できるもの（新聞記事等）
- (2) 四国・全国大会の大会要綱及び日程を記した書類（写しで可）
- (3) 代表であることを証明する書類【個人：参加申込書等・団体：登録選手であることを証明できるもの】（写しで可）
- (4) 四国・全国大会の結果が確認できるもの（新聞記事等）

請 求 書

請求日 年 月 日

請求者

住 所
氏 名 ④

右の金額を 請求します	請求																							円
	金額																							

請 求 の 内 容
神山町文化スポーツ振興奨励金
出場者氏名
大会名
請求区分：精算

口座振込先								
金融機関名 () 店舗名 ()								
預金種別 (1 普通 2 当座 9その他)								
口座番号 <table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (右詰め)								
口座名義 (カタカナ書き)								
()								